

京都市告示第346号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年10月16日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大津宇治線	伏見区醍醐中山町25番地の5地先から	旧	メートル 31.80	メートル 32.45
	同町26番地の1地先まで	新	31.80	31.35 ~ 34.75

(建設局土木管理部道路明示課)